

大阪市立千本小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめほどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「よく考え 進んで学ぶ子」「思いやりがあり 助け合う子」「たくましく 最後までやりぬく子」の育成のために「千本小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の5点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自尊感情を高め、お互いを理解し、協力し合えるような教育活動を推進する。
- ③ いじめの未然防止・早期発見のために、学校、家庭、地域が連携して実態把握に努める。
- ④ いじめの早期解決のために、学校全体として組織的に取り組み、保護者や関係諸機関とも連携して問題の解決を図る。
- ⑤ いじめの再発防止のために、事後指導を丁寧に行うとともに、事案を教訓とし、更なる指導の改善を行う。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 安心して自分を表現できる集団をつくり、学び合える授業になるように工夫する。
 - ・ 互いに認め合える集団育成に取り組むとともに、学習規律を整備する。
 - ・ 対話的な活動を取り入れ、深い学びにつなげる。
 - ・ 体験的な活動を取り入れ、主体的に学習に取り組めるようにする。
 - ・ 基礎・基本の学力向上に取り組む時間を毎日設定する。
 - ・ 読書をする機会を増やし、読書習慣が身につくようにする。

②教員の指導力の向上や児童理解を深めるために、教員のニーズに合わせた研修を行う。

- ・児童の生活実態について情報交換を行う生活指導全体会を学期に2回以上実施する。
- ・配慮を要する児童の理解を深める特別支援教育研修を実施する。
- ・授業力を向上させるため、低、中、高学年で授業研究を行い、討議会を実施する。
- ・教員のキャリアに合わせた研修を実施する。
- ・SC、SSWなどの外部講師を招いた研修、伝達研修を実施する。

(2) 自己有用感を高めるために

①たてわり班による異学年交流を行う。

- ・毎週の集会活動にたてわり班で取り組む。
- ・たてわり班で互いに認め合える活動を実施する。
- ・高学年がリーダーとして行動できる行事を実施する。

②自尊感情を高める取り組みを行う。

- ・各教科において、自他の良さを考えられる活動に取り組む。
- ・外部講師を招き、研修を実施する。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

①道徳教育の推進を図る。

- ・道徳科教材を使用し、道徳的な判断力を向上させる。

②特別活動の充実

- ・児童会を中心とした全校による挨拶運動を実施する。
- ・学級活動を利用し、命の大切さやいじめについて考えられる時間を設定する。

③情報モラルに関する指導

- ・学年の実態に合わせた年間指導計画を立て、実践する。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

(1) 毎日の観察

- ①授業中や休憩時間等、児童の表情や身体の変化を注意深く観察する。
- ②子どもの様子について、日常的に保護者と情報を共有する。
- ③全教職員で児童の看護ができるよう看護当番を整備する。

(2) 情報の共有化

- ①学年会や生活指導部会、生活指導全体会において情報の共有化を図る。

(3) 児童対象いじめ実態調査アンケート

- ①児童の不安や悩みを把握するために、学期に1回実施する。

- (4) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携
- (5) いじめ相談窓口の周知を行う。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ①いじめ事案が発生時、即座に学年主任、生活指導部長、管理職に報告する。
- ②いじめ防止対策委員会において、事実確認、解決のための方策を確定する。
 - ・複数の教職員で、当該児童、関係児童、学級・学年の児童に聞き取り、記録する。
 - ・関係教職員とも情報を共有化し正確な実態把握を行う。
- ③全教職員で情報の共有化を行い、連携を図る。
- ④被害児童の保護と心のケアを行うとともに、加害児童生徒への指導をする。
 - ・被害児童の保護とケアを最優先する。
 - ・加害児童について、相手の悲しみや苦しみを理解させ、いじめは絶対にしてはいけないことを指導する。また、そのような行動に至った原因や経緯についても分析する。
- ⑤家庭・地域、子ども相談センター、警察等関係諸機関との連携を行う。
- ⑥ネット上のいじめに対して、『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』の活用

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ①各学年より1名ずつが集まる生活指導部会
- ②全教職員による生活指導全体会
- ③いじめ発生時、いじめ防止対策委員会を結成する。（委員長は校長）

構成：校長・教頭・教務主任・生活指導部長・養護教諭・人権教育主担・当該学年
役割：事実確認、被害児童への支援、加害児童への指導等、解決策を検討する。

【年間計画】

- 4月：生活指導部会
- 5月：生活指導部会・生活指導全体会
- 6月：生活指導部会・生活指導全体会
- 9月：生活指導部会
- 10月：生活指導部会・生活指導全体会
- 11月：生活指導部会
- 12月：生活指導部会・生活指導全体会
- 1月：生活指導部会・生活指導全体会
- 2月：生活指導部会
- 3月：生活指導部会・生活指導全体会

【アンケート調査等】

- ① 児童対象いじめ実態調査アンケート
(学期に1回、7月・12月・3月に実施)
- ② 教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査

【研修会】

- ・ 人権教育実践研修会等への積極的な参加
- (2) 保護者や地域・関連機関との連携
 - ① 学校ホームページや学校だより、一斉メールによる情報発信・啓発を行う。
 - ② 学校協議会を年3回開催し、地域との交流を行う。
 - ③ PTA実行委員会、PTA総会、学年・学級懇談会、個人懇談会、日常的な相談等において、保護者とのコミュニケーションを密にしていく。
 - ④ 地域諸団体や関連機関との情報交換を定期的に行う。
 - (3) 取組内容の検証
 - ① 児童対象いじめ実態調査アンケートにおいて、事案数等の推移を検証する。
 - ・ P D C Aサイクルを活用し、取り組みの評価、改善を行う。
 - ② 学校アンケートの結果の比較
 - ・ 経年比較、検証を行い、未然防止や再発防止に関する改善を行う。

7. 重大事案への対処

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合、児童や保護者から「いじめられて重大な事態に至った」等という申し立てがあった場合等は、速やかに教育委員会に報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する心理、福祉等の専門家も含めた組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心に、詳細に調査を行い、事実関係を明確にする。
- ④ 窓口を一本化し、被害児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

※ いじめ発見の際の流れ

